

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容		歯科技工所の構造設備改善命令	
根拠法令及び条項		歯科技工士法第24条	
処分基準	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
	公表 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康部 生活衛生課		
備考	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなくあらかじめ審査基準を策定することが困難。		

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

・処分の手続：医療法第30条